

平 監 発 第 2 7 号
平成30年12月17日



小平市長 小 林 正 則 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 永 田 政 弘

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

定 期 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第 2 監査の対象

子ども家庭部子育て支援課、家庭支援担当課長、保育課、保育指導担当課長及び関係課の財務に関する事務の執行及びその他の事務

第 3 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年8月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 監査の期間

平成30年9月14日から平成30年11月26日まで

第 5 監査講評の場所

市役所601会議室

第 6 監査の主眼

監査に当たっては、子ども家庭部子育て支援課、家庭支援担当課長、保育課、保育指導担当課長及び関係課所管の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

1 契約事務について

- (1) 主管課における物品供給契約、修繕契約又は業務委託契約で、請書に環境により良い自動車利用に関する特記仕様書のないもの（子育て支援課、保育課、保育指導担当課長）
- (2) 主管課及び契約検査課における業務委託契約で、市の個人情報等のデータ提供に関する覚書の締結を行っていないもの（家庭支援担当課長、保育課）

2 賃金支給事務について

- (1) 賃金の支給において、勤務時間の算定誤りによる未払い又は過払いがあるもの（子育て支援課、保育指導担当課長）

3 備品管理事務について

- (1) 登録備品について、所在が確認できないもの（子育て支援課）

【意見・要望事項】

1 契約事務について

- (1) 主管課における業務委託契約で、契約締結伺いの回議書に予定価格の記載がないものが見受けられた。適正に処理されたい。（家庭支援担当課長）
- (2) 主管課における物品修繕契約で、請書及び仕様書に記載された履行期限が一致していないものが見受けられた。適正に処理されたい。（保育指導担当課長）

2 検査事務について

- (1) 主管課における業務委託契約で、業務完了報告書收受前に検査を行っているもの、又は検査証等に記載する検査日が誤っているものが見受けられた。適正に処理されたい。（子育て支援課、家庭支援担当課長）

3 旅費・費用弁償支給事務について

- (1) 臨時職員の出張に当たって、総務部長の承認を得ていないものが見受けられた。適正に処理されたい。（子育て支援課）

4 補助金等交付事務について

- (1) 補助金に係る回議書において、小平市文書管理規程に定める保存期限の記載に誤りのあるものが見受けられた。保存期限の経過前に廃棄してしまうおそれもあることから、厳重に注意されたい。（家庭支援担当課長）

5 備品管理事務について

- (1) 主管課が購入し、指定管理者が管理している備品について、協定書の管理物品一覧に記載がないものが見受けられた。適正に処理されたい。（子育て支援課）

(2) 登録備品に備品シールの貼付がなく、管理も不十分であるものが見受けられた。適正に
処理されたい。 (子育て支援課、保育課)